

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区教育ネットワークシステムのRDS基盤増強作業委託	No.5200720
工（納）期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和5年2月13日	
契約金額	799,700円（消費税込み）	

契約相手方	NECフィールドディング株式会社 東日本営業本部東京第一営業部	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

## 業者選定理由書

件名	荒川区教育ネットワークシステムのRDS基盤増強作業委託
指名業者 (案)	名称 NECフィールドディング株式会社 東日本営業本部東京第一営業部 所在地 東京都港区芝浦四丁目9番25号芝浦スクエアビル8階 代表者 東日本営業本部東京第一営業部長 神宮 直広
特命理由	<p>本件は、荒川区立小中学校の教職員が教育ネットワークシステムで校務支援システム等を利用するための領域である仮想領域の最大同時接続ユーザー数を増やすための作業委託である。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 上記事業者は現行の教育ネットワークシステムの構築及び運用保守事業者であり、教育ネットワークシステムを稼働させている物理基盤にCPUを増設するという作業は上記業者以外の対応が困難である。</p> <p>② 上記業者は、ネットワークシステムの詳細を把握しており、上記業者が引き続き受託することで、障害発生時に早急に対応できるため、円滑かつ効果的な業務履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)